

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成26年12月18日(2014.12.18)

【公開番号】特開2012-102872(P2012-102872A)

【公開日】平成24年5月31日(2012.5.31)

【年通号数】公開・登録公報2012-021

【出願番号】特願2011-239847(P2011-239847)

【国際特許分類】

F 16 J 15/447 (2006.01)

F 01 D 11/04 (2006.01)

【F I】

F 16 J 15/447

F 01 D 11/04

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月29日(2014.10.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回転機械(100)の第1の部品(110)と第2の部品(120)の間で使用するシール組立体(130)であって、当該シール組立体(130)が、

軸方向に雌形部材(285)を形成する第1の傾斜表面(280)を備えた第1の端部(230)を有する第1のシールセグメント(250)と、

軸方向に前記雌形部材(285)と嵌合するように構成された雄形部材(295)を形成する第2の傾斜表面(290)を備えた第2の端部(240)を有する第2のシールセグメント(260)と、

前記第1のシールセグメント(250)および前記第2のシールセグメント(260)から延在する複数のシール歯(170)と、

前記複数のシール歯の周りを、前記第1のシールセグメント(250)および前記第2のシールセグメント(260)から延在するブラシシール(390)と、

を備え、

前記第1のシールセグメント(250)の前記雌形部材(285)と、前記第2のシールセグメント(260)の前記雄形部材(295)とが連帶して、前記複数のシール歯のうちの少なくとも1つを形成し、

第1のシールセグメント(250)の第1の端部(230)の第1の傾斜表面(280)が、半径方向シールポイント(300)から軸方向シールポイント(310)まで軸方向に延在する継手(270)において、第2のシールセグメント(260)の第2の端部(240)の第2の傾斜表面(290)と接触する、シール組立体(130)。

【請求項2】

第1のシールセグメント(250)が、第1のセグメント第2の傾斜表面(290)を備えた第1のセグメント第2の端部(240)を含む、請求項1に記載のシール組立体(130)。

【請求項3】

第2のシールセグメント(260)が、第2のセグメント第1の傾斜表面(280)を

備えた第2のセグメント第1の端部(230)を含む、請求項1に記載のシール組立体(130)。

【請求項4】

複数のシールセグメント(150)をさらに含む、請求項1に記載のシール組立体(130)。

【請求項5】

前記複数のシールセグメント(150)が、一対の位置決めフランジ(180)及びネック部(190)を含む、請求項4に記載のシール組立体(130)。

【請求項6】

第1の傾斜表面(280)及び第2の傾斜表面(290)が、第1のシールセグメント(250)及び第2のシールセグメント(260)間で分割された歯(170)に沿って延在する、請求項1に記載のシール組立体(130)。

【請求項7】

前記継手(270)が、第1のシールセグメント(250)及び第2のシールセグメント(260)の高圧側(35)から低圧側(40)に延在する、請求項1に記載のシール組立体(130)。